

地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン事業)

公共施設や保育所など、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習などを行う事業です。

一時預かり事業

急な用事や短期のパートタイム就労などにより、ご家庭において一時的に保育が困難になったお子さまを保育所などで預かる場合や、幼稚園在園児が通常の教育時間外の時間を幼稚園において預かる場合の事業です。

子育て援助活動支援事業 (ファミリー サポート センター事業)

育児の援助を行うことを希望する方(協会会員)が保護者に代わり、幼稚園や保育所などへの送迎や学校の放課後又は「放課後児童クラブ」の終了後の預かり、保護者の急用・資格取得・求職活動時の預かりなどを行う事業です。

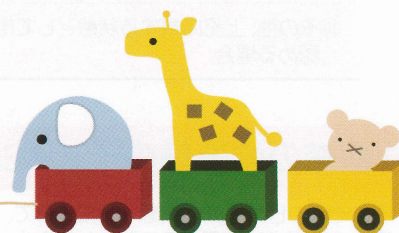
病児保育事業

病気又は病気の回復期のお子さまを病院・診療所・保育所などに付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。

子どもの家・ 留守家庭児童会事業

保護者が仕事などにより、昼間家にいない家庭の小学生(1年生～6年生)を対象に、授業の終了後に小学校内などに設けられた専用施設を利用して適切な遊びと生活の場を提供する事業です。

その他、「妊婦健診」、「子育て短期支援事業」、「延長保育事業」、「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」などがあります。



利用にあたって何が変わるの？



支給認定を受ける必要があります！

教育・保育施設（認定こども園や幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）を利用する場合、保護者の申請により、支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

ただし、給付対象施設に移行しないこれまで通りの幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

(1) 支給認定区分

1号認定

（教育標準時間認定）

お子さまが満3歳以上で、
教育のみを希望される場合

【有効期間】

効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで

【利用施設】

認定こども園、幼稚園

2号認定

（満3歳以上児・保育認定）

お子さまが満3歳以上で、
「保育を必要とする事由」に該当し、
教育と併せて保育を希望される場合

【有効期間】

効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで
（保育を必要とする事由によって異なります）

【利用施設】

認定こども園、保育所

3号認定

（満3歳未満児・保育認定）

お子さまが満3歳未満で、
「保育を必要とする事由」に該当し、
保育を希望される場合

【有効期間】

効力発生日から満3歳に達する前日まで
（保育を必要とする事由によって異なります）

【利用施設】

認定こども園、保育所、地域型保育事業

(2) 認定区分の基準

2号認定及び3号認定の支給認定にあたっては、保護者の申請に基づき、以下の基準で認定します。

□保育を必要とする事由	□保育の必要量（時間区分）	□認定に必要な書類
①1か月当たり64時間以上労働することを常態としていること	保育標準時間 ▶ 就労時間の下限は1か月120時間 保育短時間 ▶ 就労時間の下限は1か月64時間	勤務（内定）証明書又は 自営業等就労申立書（市書式）
②妊娠中であるか又は出産後間がないこと	保育標準時間 ▶	出産予定日がわかる資料 （新生児の母子健康手帳など）
③保護者が疾病・負傷、精神もしくは身体に障がいや有していること	保育標準時間 ▶	医師の診断書又は 障がい者手帳・療育手帳など
④同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること	保育標準時間 ▶ 介護・看護時間の下限は1か月120時間 保育短時間 ▶ 介護・看護時間の下限は1か月64時間	医師の診断書及び介護計画表など
⑤災害復旧にあまっていること	保育標準時間 ▶	罹災証明書など
⑥求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること	保育短時間 ▶	ハローワークカード（写） 又は雇用保険受給証明書（写） 及び求職活動専念申立書（市書式）
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）していること	保育標準時間 ▶ 就学時間の下限は1か月120時間 保育短時間 ▶ 就学時間の下限は1か月64時間	学生証又は受講が証明できる資料及び 日中保育が必要な時間・日数がわかる資料（カリキュラム表など）
⑧虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間 ▶	保育の必要性がわかる第三者機関の証明
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用して いるお子さまがいて継続利用が必要であると認められること	保育短時間 ▶	育児休業取得時の入所継続申請書 （市書式）及び育児休業取得がわかる証明
⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合	市が認める時間区分	市が必要とする書類

保育の必要量のイメージ

それぞれの世帯の就労実態などに応じて、認定の範囲内で利用することになります。

保育短時間▶ は施設ごとに決定するもので、利用時間によって延長保育料がかかる場合もあります。

※右記はあくまでもイメージであり、すべての施設などが右記のような開始・終了時間となるわけではありません。

